

弁護士が身元保証人となる場合等の入国管理局の仮放免の取扱いと、被退去強制者の送還予定時期の弁護士への通知制度についてのお知らせ

2011年（平成23年）1月21日

1 弁護士が身元保証人となる場合等における仮放免の取扱いについて（平成22年11月10日付け法務省管警第261号法務省入国管理局警備課長通知より）

(1) 対象となる場合

仮放免許可申請にあたって、

① 弁護士が身元保証人となる（従前の書式により身元保証書等を提出する場合）

② 弁護士が出頭義務の履行に対する協力を表明する（入国者収容所長等に対して、「協力申出書」（添付）を提出する）場合

(2) 取扱い

入国者収容所長又は地方入国管理局若しくは地方入国管理局支局の主任審査官（以下「入国者収容所長等」という。）は、仮放免の許否の判断に当たり、弁護士が身元保証人となることを積極的事由として適正に評価するとともに、保証金の決定に当たってもこれを評価して、従前の例にとられることなく、出頭確保の観点から必要最小限の額となるよう配慮する。

弁護士が出頭義務の履行に対する協力を表明する場合も、上記①に準じた配慮がなされる。

なお、「出頭義務の履行に対する協力」とは、仮放免許可を受けた者に対し、出頭義務を説明し、連絡先を把握し、その履行を促すことを意味し、当該弁護士が仮放免者に同道して出頭させるなどの有形力による出頭確保を意味するものではない。

2 被退去強制者の送還予定時期の通知について（平成22年12月9日付け法務省管警第288号法務省入国管理局長通達・平成22年12月9日付け法務省警第289号法務省入国管理局警備課長通知より）

(1) 対象となる場合

以下の要件をいずれも満たす弁護士から、被退去強制者の送還予定時期の通

知の希望があった場合。

- ①入国管理局の処分，民事事件，家事事件，労災申請事件等に関し，被退去強制者の代理人となっていること又は代理人となるものと認められること。
- ②当該被退去強制者の仮放免に関し，身元保証人となっていること若しくは身元保証人になることを約していること，又は当該被退去強制者の出頭義務の履行に対する協力を表明していること。

なお，当該被退去強制者が仮放免を未申請である場合でも，仮放免された場合に備えて，出頭義務の履行に対する協力を予め表明していること（後述のとおり「協力申出書の提出」による）が必要となる。

## (2) 通知を受けるための手続

### ①通知希望申出書の提出

弁護士が，当該被退去強制者が収容されている又は仮放免許可において出頭先とされている地方入国管理官署の総務課を窓口として，入国者収容所長等宛に通知希望申出書（添付）を提出する。

### ②代理人等となっていることの確認方法

ア 入国管理局の処分，民事事件，家事事件，労災申請事件等に関し，被退去強制者の代理人となっていることは，通知希望申出書（添付）の記載内容又は委任契約書写しの提出によって確認される。

イ 入国管理局の処分，民事事件，家事事件，労災申請事件等に関し，被退去強制者の代理人となるものと認められることは，当該弁護士の説明等により，代理人となる高度の蓋然性があると認められるかどうかで判断される。

ウ 身元保証人となっていることは，仮放免中の被退去強制者に関する身元保証書によって確認される。

エ 身元保証人となることを約していることは，審査中の仮放免許可申請における身元保証書によって確認される。

オ 当該被退去強制者の出頭義務の履行に対する協力を表明していることは，協力申出書（添付）の提出をもって確認される。

## (3) 送還予定時期の通知の内容

入国者収容所長等は，送還予定時期の概ね2か月前に，送還予定時期が概ねいずれの週であるかが明らかになるよう通知する。

通知につき，諸般の事情により，送還予定時期の概ね2か月前に通知することが困難な場合は，通知が可能になった時点で速やかに通知するものとし，送還予定時期が差し迫って通知する場合であって，送還予定日が特定されている

ときは、当該予定日を通知する。

入国者収容所長等は、弁護士に上記の通知をした後、諸般の事情により送還予定時期を変更したときは、速やかに弁護士にそのことを通知する。

#### (4) 通知の方法

入国者収容所長等は、送還予定時期を通知するときは、送還を担当する警備部門（以下「執行担当部門」という。）をして、弁護士に対し、送還予定時期通知書を簡易書留郵便により郵送させる方法により通知する。

ただし、送還予定時期が差し迫っており、通知に急速を要するときは、執行担当部門から、弁護士に対し速やかに電話などにより送還予定時期を通知する。

通知後に送還予定時期を変更したときも、上記の通知方法に準じて通知する。

また、概ねの送還予定時期の通知後、弁護士から改めて送還予定日の照会を受けたときは、執行担当部門は、送還日が既に決まっている場合には回答する。

以上

添付：1 協力申出書

2 通知希望申出書